

地名散歩

第75回 港に由来する地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

日本の国内貨物輸送における水運のシェアをご存知だろうか。貨物の重さと距離を掛け合わせた「トンキロ」という指標によれば、約44パーセント（平成26年度）を内航海運が担っている。残りは自動車が51パーセント、鉄道が5パーセント、航空0.3パーセントという具合だ。もちろん国際貿易を除外した、発着地とも日本国内に限ってこの数字であり、ふだん高速道路を走るおびたしいトラック群を見ている目にはにわかに信じられないかもしれないが、これは国際的に比較してもかなり高い数値だ。列島とその他多数の島嶼^{とうしょ}で構成されているこの国の地理的条件により、その大半のエリアで海運の恩恵を受けていることがよくわかる。

江戸時代に遡った統計（推計値）があるのかどうか門外漢なので知らないが、当然ながら

トラックなど存在しなかった時代でもあり、水運のシェアは現在よりさらに高かったことは間違いない。年貢米などを運ぶにも、少しでも大きな川があれば船で運び、海に出れば大きな船に積み替えたのである。東京の近代工業が本所や深川で最初に発展したのも、江戸期の運河が縦横に通じていたからだ。

さて、船が着く場所は港であるが、ミナトという言葉は水（ミナ＝水の）＋門・処（ト）に由来するとされ、当然ながらミナトの付く地名は多い。漢字では港と湊が用いられるが、現代語で港湾一般を指すのが港の字であるのに対して、ミナトの地名として古くから多く用いられてきたのは湊で、港町という町名を除けば古くからの地名は湊の方が多だろう。

平成の大合併までは湊の付く市が2つあった。茨城県的那珂湊市（現ひたちなか市）と富



夷（えびす）と湊（みなと）という佐渡の2つの要港が合体して誕生したのが「両津」の地名。現在は佐渡市内となっている。1:50,000 「両津」昭和54年修正



鵜足（うた）郡の港を意味する香川県の宇多津町。図は塩田の広がっていた頃で、現在は瀬戸大橋南口として大変貌している。1:50,000 「丸亀」昭和42年資料修正

山県新湊市(現射水市)である。那珂湊の方は昭和14年(1939)に湊町が那珂湊町に改称して以来の自治体名で、その名の通り那珂川の河口港であった。それ以南に続く砂浜の長い鹿島灘が航海の難所であったことから、ここで貨物を陸へ揚げて巴川や北浦などを經由して江戸へ運ぶルートの要としても発展したという。一方で新湊は明治4年(1871)に放生津町その他の合併により誕生した文字通り新しい地名で、平成17年(2005)に射水市の一部となった。

鉄道の駅になった湊の地名としては、青森県に大湊と小湊がある。大湊は陸奥湾に面したむつ市の地区名で、明治35年(1902)に大湊水雷部が設置されて以来、海軍の要港部も置かれた湾奥の要地で、現在も海上自衛隊が駐屯している。ここに至るJR線が大湊線だ。同じ県内の小湊は陸奥湾の南岸を走る青い森鉄道(旧東北本線)の沿線で、昭和30年(1955)までは独立した自治体の東津軽郡小湊町であった。

その駅があったために「安房小湊」と駅名を区別した千葉県の方もやはり小湊町で、隣の天津町と合併して天津小湊町を名乗っていたが、現在は鴨川市の一部となっている。日蓮生誕の地として知られており、山を越えてここまで来るつもりだった市原市・五井駅から南下するローカル私鉄は未到の目的地を名乗る小湊鐵道で、途中の上総中野で止まったままである。

単に湊と称する地名も全国に数多いが、このうち佐渡島の湊は歴史が古く、江戸期には金銀の鉱山を控えていたことから人も多く集まって繁昌した。町は両津湾と加茂湖を距てる南側の砂洲の上に載っているが、北側の砂

洲上にあるのが夷という港町である。明治34年(1901)には湊と夷の両方の港町＝津が合併したことにより「両津」という新しい町名が誕生、両津市となるまで長く続いたが(両津市湊、両津市夷と区別)、平成16年(2004)には佐渡全島を大合併して佐渡市両津湊、両津夷となった。

津といえばミナトを意味する古い言葉で、津のつく地名も多い。県庁所在地になった三重県の津市と滋賀県の大津市はいずれも歴史の古い港町である。合併で新潟市の一部となった新津は内陸であるが、津の地名は必ずしも海の港とは限らず、この場合は河港だ。奇しくも信越本線で隣の駅である古津に対して新しい港ということから付いた地名である。津でも湊でも、どんな港かを形容する語が頭に冠せられることが多いが、ある地方を代表する港という意味で郡名を冠した地名もある。

たとえば三重県庁のある津市はかつては安濃津と呼ばれていたが、これは安濃郡の港の意であったし、香川県では鵜足郡の港である宇多津(鵜足津、宇足津とも表記した。現宇多津町)、多度郡の港の多度津(現多度津町)が7キロほどで近接している。ただし明治32年(1899)に行われた郡の統合によって鵜足郡は阿野郡と合併して綾歌郡、多度郡は那珂郡と合併して仲多度郡となったので「郡を代表する港」を連想できなくなって久しいけれど。

物産と結びついた津もある。琵琶湖北岸に位置する塩津(湖西線近江塩津駅がある)は平安期から見える古い地名だが、これは北陸で産した塩を山越えして運び、ここから琵琶湖を船で運ぶ積出港であったし、愛媛県大洲市の米津は肱川の河港で、米の搬出港であることにちなむ地名という。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 737
2018 June



表紙写真
「私のパートナー
です。」

第32回写真コンクール銀賞
袴田 安子●静岡会

地名散歩 今尾 恵介

03 平成29～30年度研究所研究中間報告

08 弁護士・土地家屋調査士の連携する財産管理人支援センター
設立について

山口県土地家屋調査士会 財産管理人支援センター運営委員長 瀬口 潤二

10 中部地籍研究報告会

13 愛しき我が会、我が地元 Vol.52

奈良会／長崎会

16 平成30年度こども霞が関見学デーのご案内

17 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

19 会務日誌

20 第18回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会

22 土地家屋調査士賠償責任保険募集中

23 ちょうさし俳壇

24 国民年金基金から

26 平成30年 春の叙勲・黄綬褒章

27 2017年度「土地家屋調査士」掲載
索引 2017年4月号(No.723)～2018年3月号(No.734)

31 ネットワーク50
宮城会

32 お知らせ
土地家屋調査士2019年オリジナルカレンダー

33 土地家屋調査士名簿の登録関係

34 編集後記

平成29～30年度 研究所研究中間報告

平成29～30年度の研究所では、事業方針大綱を受け、土地家屋調査士の制度と業務を見据え、前期に引き続き、専門性の3つの柱(調査・測量・法律)を軸に、国策として実施されている地理空間情報活用推進基本計画に則した研究及び社会問題となっている所有者不明土地等国土の有効利用に関する研究など、短期、中期、長期的に特徴のあるテーマ設定を行っております。

また、研究体制については、研究所員である研究所担当理事、会員研究員及び外部有識者の研究員の下で行われ、特に、テーマ担当の外部有識者の研究員については、その専門性から「特任研究員」と呼称し、位置づけるほか、土地法制の研究に見られるように、会員の中から地元に精通している方を研究協力会員としてご協力を得ながら、研究を進めるなど工夫を施し、会員の資となる研究を目指してきたところであります。

現体制での研究は、平成29年8月31日、9月1日に研究員及び特任研究員の出席の下で行われた研究所全体会議の開催からスタートしました。テーマごとの情報収集と準備期間を経て、10月から本格的に研究テーマごとの会議が行われ、研究所担当役員と連携の上、研究を進めました。各研究につきましては、平成30年度末に研究報告書が作成されることとなっていますが、本号から中間報告として、各研究の内容について紹介します。

1 (土地法制)土地法制に関する研究(11月号予定)

平成25年から全国の土地に関する法や公図の体系的な取りまとめを行ったが、この研究を長期的な研究と捉え、全国的な拡大も視野に入れ、平成27年度から近畿ブロック協議会所属の土地家屋調査士会へ協力をお願いし実施してきたが、広範囲な地域という諸事情から、引き続き、平成30年度においても同ブロック協議会の土地家屋調査士会に所属する地域に精通した会員の協力を得て資料収集、調査、分析を行っていく。

2 (測量技術)最新技術に関する研究(本号掲載)

3D情報の利活用、航空レーザー測量成果を活用した筆界調査、航空写真測量及びドローンの活用等、最新の機械技術の進歩は目覚ましく、その情報と土地家屋調査士業務における利活用の研究を行う。

また、クラウドを利活用した情報共有、品質の統一及びデータの管理に向けて、ウェブにおけるムービングマップ的な測量計算の仕組みなども研究する。

3 (法整備)土地家屋調査士業務に関する研究(7月号予定)

土地家屋調査士の日常業務の改善に向け、主に、不動産登記法の問題(立会権限、所有者不明土地問題等)について、次世代の不動産の表示に関する登記及び土地家屋調査士法の改正を視野に入れた研究を行っている。特に法令や判例から見える「立会い」についての状況を分析する。また、不動産表示登記制度が現地を正確に表示できる唯一の制度であって、特に、「所有者不明土地問題」がクローズアップされている昨今、この問題に関係した立会いの在り方についても研究していく。

4 (土地行政)国土の有効利用に関する研究(8月号予定)

所有者の把握が困難になり、土地流通、資源管理不能になっていく国土全体の土地利用非効率化が、不動産業務(特に土地家屋調査士業務)に与える影響や国土、土地利用非効率化が起こる構造を登記制度及び利用規制等諸制度の側面から総合的に分析する予定である。

5 (諸外国の地籍制度)諸外国の地籍制度等の実態に関する研究(9月号予定)

ドイツ・フランスなど諸外国の登記制度、地籍制度を整理、分析を行うとともに、「所有者不明土地問題」のヨーロッパ各国における法的対処についても研究予定である。

さらに、土地情報と登記制度とが密接に関連付けられているオーストラリア及びニュージーランドの土地法及び地籍・登記制度を法律学の観点から整理し、防災・減災の視点から分析し、土地行政に資することを目的とし、日本との比較も視野に入れて研究する予定である。

加えて、土地の情報管理について、世界的に検討、対応がされ始めているブロックチェーンについても土

地情報を付随させることの可能性と有効性を主眼に検討する予定である。

6 (地籍国際標準化)地籍に関する学術的・学際的研究(10月号予定)

人口減少、所有者不明土地、持続可能な社会を目指して、世界の地籍制度標準化についての研究を行うことにより、土地家屋調査士の日常業務のモデル化について研究を行う。

日本土地家屋調査士会連合会 研究所

研究テーマ2

最新技術に関する研究

研究員 栗野 章、特任研究員 小野 貴稔(中日本航空(株)調査測量事業本部コンサルタント統括)

土地家屋調査士による クラウドマップに関する研究(仮)

研究員 栗野 章

1 はじめに

地理空間情報の高度利用社会の現代において、多くの情報を持つことが今の社会において重要となっている。地籍情報においては、我々土地家屋調査士は日常の業務の中で多くの情報を収集しているわけだが、それは個々の事務所にて保管されている。では、この情報データのその後はどうなるのかといえ、そのまま事務所の倉庫等に保管された状況になっているのではないだろうか。日々の業務において情報を共有することは、より多くの情報を基にして筆界を探索する資料となることからいろいろなシステムが運用を始めている。その中で、日本土地家屋調査士会連合会から「調査士カルテ Map」による情報集約をするシステムが紹介されている。これは「調査・測量実施要領」に規定されている「情報の共有化」と「会員相互の協調」を保証するシステムとして開始されている。

アナログからデジタルによる情報管理をする中で、土地家屋調査士の業務で必要とされる地籍情報は、「調査士カルテ Map」システムによって登録され集約されることで共有することができる。しかし、これは既に各事務所にて完結された情報を登録するものであり、CADや観測データなどあくまでも各事務所にて処理



され、共有をする機会は多くないデータを活用する方法で共有を行うことができないかを研究テーマとした。

2 土地家屋調査士の情報と一元化

土地家屋調査士の業務において、測量は不可欠である。基本三角点等を基にして測量することで、データの一元化が可能となつてはいるが、これはDID地区に限られているものではある。しかし、今ではGNSS測量を行うことでそれも解消されている。過去においては、その都度任意による局所的に測量がなされていたわけだが、今は日本全体を一元的にする環境が整備されてきている中で、我々が測量をした際の基礎データはどうなっているのかといえ、まだまだ一元化には至っていないのが実情である。基礎データは、まだ各事務所で処理されており、最終データのみが情報共有として登録が進められている。今回の研究では、その基礎データ自体から共有する仕組みを作ること、より多くの情報を共有することが可能であり、その一つとしてクラウドCADによる情報集約を考えている。

3 これから

今や情報共有ツールとしてGISは当たり前のように活用され、「調査士カルテ Map」もその一つとして進められているが、今回のテーマとしてクラウドによる演算処理、情報処理も含めた情報共有ツールとして考え、それによって土地家屋調査士が持っている地籍情報の中で、測量による基礎データをどう集約し共有できる環境を整備していくかを考えていきたい。



レーザ計測データを活用した 地形・地物の現地確認について

特任研究員 小野 貴稔

1 はじめに

ドローン等によるレーザ計測技術の普及や公共事業による航空レーザ計測成果の蓄積が進みレーザ計測データ(以下LPデータとする)の利用環境が整いつつある。航空レーザ計測データは、等高線では表現できないような微妙な尾根谷や凹凸地形、里道などの微地形を可視化した平面図(地形起伏図)を作成することができる。これに公図等を重ねた図面を利用することによって筆界などとの位置関係を確認することができる。そこで岐阜県西部を対象とし、借用した成果品を利用及び加工して公図と重ね合わせた調査図面を作成し、現地で境界杭や微地形との位置関係を確認したので報告する。

2 調査の概要

2-1. 公共測量成果の利用

調査対象地のLPデータを確認したところ、県が計測した測量成果があるので、借用申請等の手続きを経て入手することができた。測量成果のうち、利用するデータと目的を整理する。

①簡易オルソフォト(TIFFファイル)

簡易オルソフォトは、レーザ計測と同時に撮影した垂直写真を地形図と重ねるために補正したもので、主に植生や土地利用状況を把握することができる。

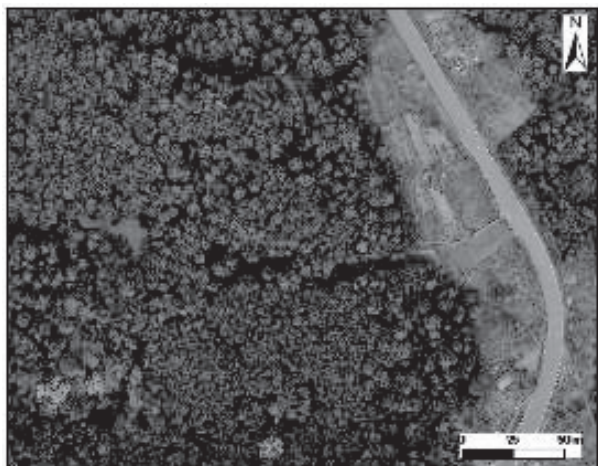


図1 簡易オルソフォト(成果品)

②地形起伏図(TIFFファイル)

点群データ(メッシュデータ)を基に尾根谷や徒歩道など凸凹した地形を可視化した主題図である。借用した成果品の中に地形起伏図が格納されていたので、これを利用した。なお、同様の主題図としてはCS立体地図などがある。

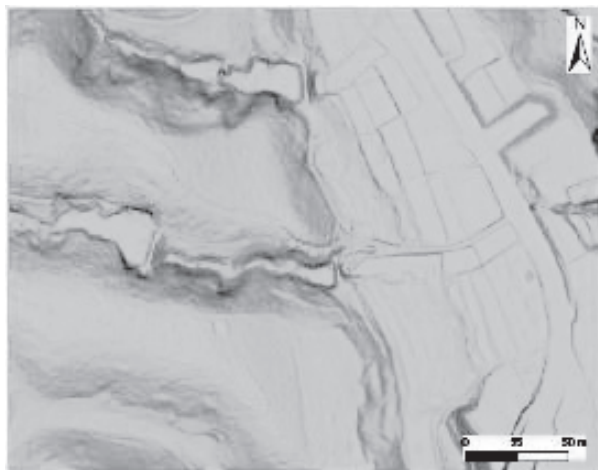


図2 地形起伏図(成果品)

③点群データ(オリジナルデータ、グラウンドデータ、txtファイル)

地形起伏図とは別に、点群データを直接加工した地形解析図(S-DEM[※])を作成した。前述の地形起伏図はメッシュデータから「地形」を可視化しているのに対し、地形解析図(S-DEM)は下層植生の状況や、更に詳細な凸凹地形を可視化(強調)したものである。地形解析図(S-DEM)を利用することにより、机上の段階で里道や尾根谷といった微地形情報を把握したり、現地においては図上の位置を特定することができる。

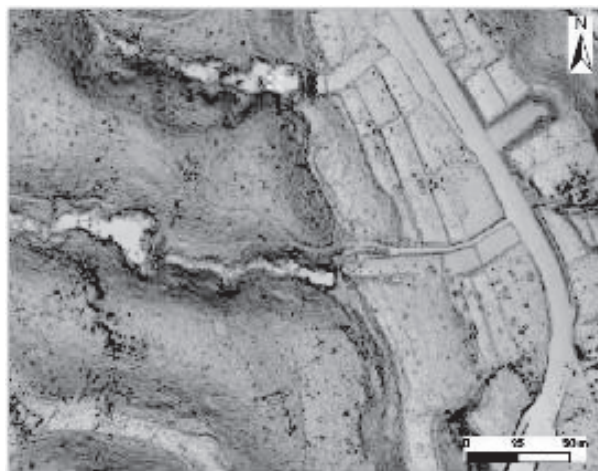


図3 地形解析図(S-DEM)(追加作成)

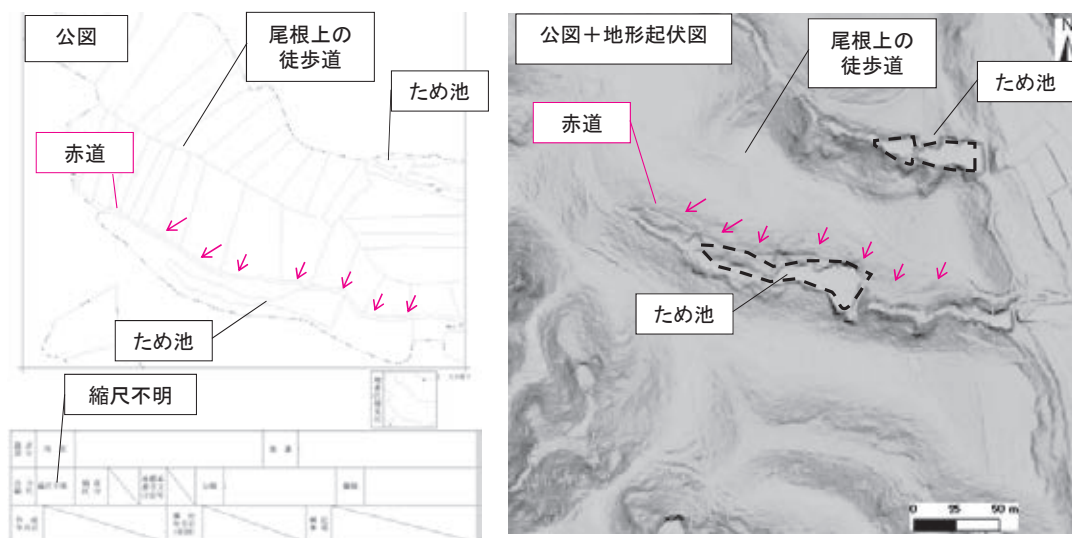


図4 公図と地形起伏図との重ね合わせ作業

2-2. 調査用図面の作成

前項で準備した主題図に、法務局で入手した公図を重ねた3種類の調査図面を作成した。

- ①公図＋簡易オルソフォト
- ②公図＋地形起伏図
- ③公図＋地形解析図(S-DEM)

公図は縮尺不明だったが、ため池や赤道といった特徴的な形状を頼りに重ね合わせることができた(図4)。

3 現地確認作業と結果

3-1. 植生界

現地において管理が行き届いた植林地と下層植生が繁茂した土地を確認した(図5)。オルソフォトでは上層の植生による影響、また地形起伏図では地盤面が表現されているため、図上での位置の推定ができなかった。一方、地形解析図(S-DEM)では、現地と同様の陰影が確認できたため、図上での位置を推定することができた(図6)。



図5 植生の違いが明瞭な境界

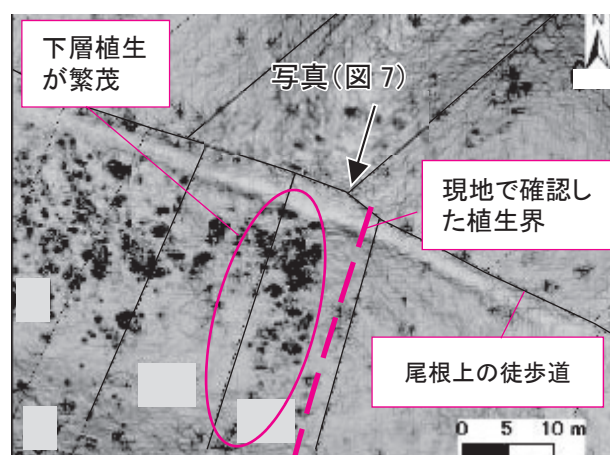


図6 植生の違いが明瞭な境界(破線)

3-2. 歩道の屈曲・凹地

尾根上の歩道の屈曲部付近において、境界杭を確認した(図7)。地形起伏図では屈曲部が不明瞭であるが、地形解析図(S-DEM)上では屈曲部が明瞭に表現されており、周辺の凹地との位置関係から、図面上の位置を特定した(図8)。

次に、周辺の境界杭を探したところ、尾根の北側

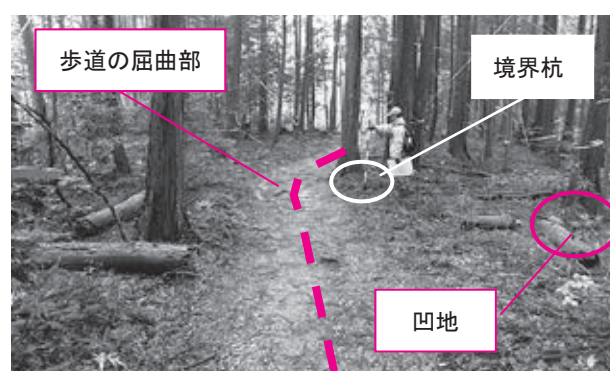


図7 現地で確認した杭と歩道・凹地

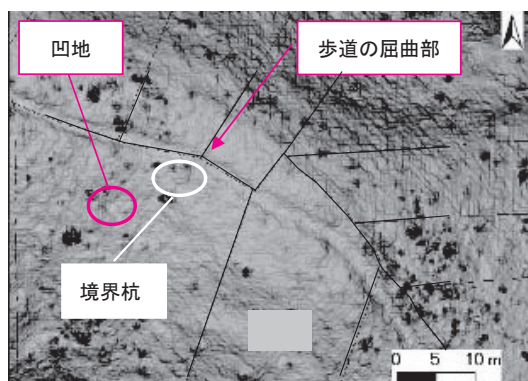


図8 境界杭と歩道・凹地 (S-DEM)

に境界杭を発見した(図9)。この杭は、利用の少ない里道沿いであることが分かった(図10)。

この里道は、地形解析図(S-DEM)上でも明瞭ではないが、表現されていることが分かる(図11)。

3-3. 歩道付近の線状の凹地

尾根上の徒歩道から北方向に幅約1.2m、深さ約30cmの線状の窪地を確認した(図12)。これは、図7や図8で示した境界杭から図上の直線距離で約33mのところにある。現地においては、簡易レーザ計測器を使用して計測したところ、ほぼ同様の距離となったため、当該地形を特定することができた(図13)。地形起伏図では、当該微地形を確認することはできなかった。

4 まとめ

現地で確認した下層植生や窪地、境界杭等は、周辺の微地形を地形解析図(S-DEM)等で確認することにより、精度よく図上の位置を特定することができた。以上のことから、LPデータから作成した地形起伏図や地形解析図(S-DEM)は、境界杭や筆界等の現地確認作業に役立つものと考えている。

なお、長野県林業総合センターが提供するCS立体地図は地形起伏図と同じ機能の図面であり、LPデータがあれば、QGIS(無料GISソフトウェア)で作成することができる。今後はCS立体地図を試作し、紹介したい。

最後に、日調連技術センターの委員である高島先生には、現地において公図の見方や筆界等に関する助言をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。



図9 北側の境界杭・境界石



図10 利用の少ない里道

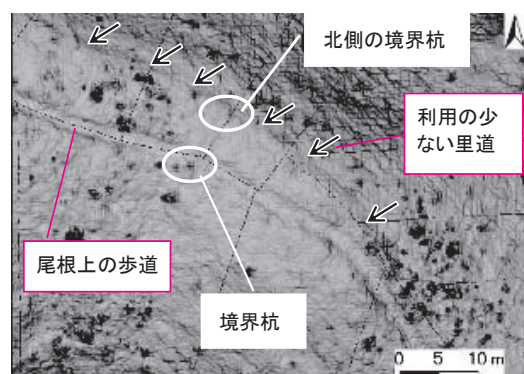


図11 北側の境界杭と利用の少ない里道

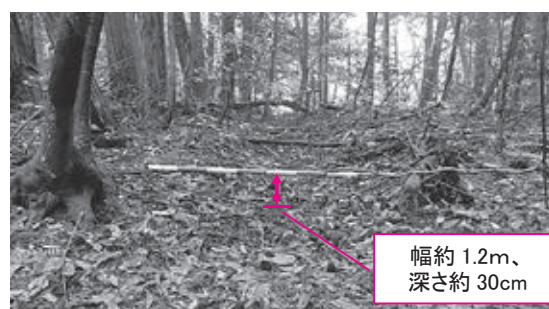


図12 歩道付近の線状の凹地

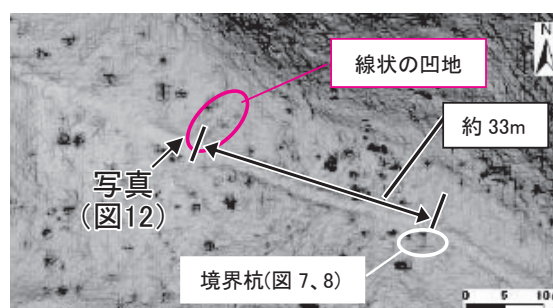


図13 歩道付近の線状の凹地と境界杭の位置

*Substratum DEMの略、日本写真測量学会学術講演会発表論文集(2013年) p85-88

弁護士・土地家屋調査士の連携する 財産管理人支援センター設立について

平成30年4月26日

山口県土地家屋調査士会 財産管理人支援センター運営委員長 瀬口 潤二

高度成長の時代が終わり、少子高齢化社会による大都市と地方都市の格差が社会問題化されているが、それを解決すべく法務省、国土交通省をはじめとして多くの民間研究会が危機感を持って活動している。

連合会報などで発信されているように、日本土地家屋調査士会連合会も、空き家対策などの審議会や研究会に参加し、土地家屋調査士の知見を活用するよう提案が行われていることを承知している。少子高齢化社会の課題は、土地の管理が困難となることで、社会インフラの整備が進まない状況が発生しているが、並行して既存のインフラの維持管理にも波及し、社会環境の悪化が進行していくという悪循環が存在していることを実感している。

このような悪循環は、最小単位のコミュニティーを壊して、土地の所有者と連絡をとることすら困難であり、表示の登記に必要な調査が中断する事例も増加している。

土地家屋調査士の表示の登記に関する調査は、紛争予防の側面を持ち、隣接土地所有者との現地立会や土地の沿革調査が不可欠な作業は、登記されている土地の形状・範囲を特定する特別な技能として社会に深く認知されている。特に平成18年の不動産登記法

の改正以降、弁護士と協働運営する「境界問題相談センター」が全国に設置され、その技能が活用されている。

これを踏まえ、山口県土地家屋調査士会では、今、組織として対応すべき課題は、現実存在する空き家対策や過疎化対策には、民法に規定されている財産管理人(相続財産管理人や不存在法人の特別清算人を含む。)の充実を図ることであるとの結論に達した。弁護士の法的解決力と土地家屋調査士の表示登記の調査技能を結合し、財産管理人を育成する活動部隊としての「財産管理人支援センター」(以下「支援センター」という。)を設立したものである。

一方、弁護士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士等専門家有志による一般社団法人管理権不明不動産対策公共センター(以下「公共センター」という。)が設立された。

公共センターの構成メンバーには、境界問題相談センターに関与する弁護士の多くが参加し、法人の目的には、「所有者・管理権不明」の土地建物の深刻な問題の解決をうたっているとともに事業に支援センターとの連携を規定している。

今後、支援センターは、公共センターと協定を締結し、県内各地に協働相談の場を設けたり、市町の空き家対策協議会とのネットワークを深め、過疎化へ向かう地方都市における諸課題への解決窓口(ブラットホーム)へ向って活動していく覚悟である。

財産管理人支援センターの設置に至るまでの活動状況

平成30年4月26日現在

平成28年1月30日：加藤新太郎先生の講演会

同日 当会顧問中山修身弁護士の当会宛て要請書
平成28年4月25日：理事会 不動産公的管理センター準備委員会予算案決定

平成28年5月27日：第69回定時総会にて予算承認

平成28年5月27日：第69回定時総会の講演会

演題 「所有者が不在・不明の処理困難不動産について」

講師 中山修身弁護士



平成28年8月1日：第1回不動産公的管理センター
準備委員会
平成28年8月23日：第2回不動産公的管理センター
準備委員会
平成28年10月4日：第3回不動産公的管理センター
準備委員会
平成28年10月19日：山口家庭裁判所と打合せ会
平成28年11月2日：第4回不動産公的管理センター
準備委員会
平成28年12月2日：第5回不動産公的管理センター
準備委員会
平成28年12月6日：本部研修会
演題 「家庭裁判所の仕組み」
講師 山口家庭裁判所 藤村裕三訟廷管理官
平成28年12月26日：土地家屋調査士法第60条に
かかる建議案の打合せ
平成29年1月16日：土地家屋調査士法第60条にか
かる建議
平成29年2月15日：第6回不動産公的管理センター
準備委員会
平成29年2月15日：本部研修会
演題 「不在者管理人の職務に就く意味」
講師 広島法務局 新田和憲訟務部長
平成29年3月6日：第7回不動産公的管理センター
準備委員会
「財産管理人支援センター」の運営に関する規則
(案)作成
(名称の「不動産公的管理センター」を「財産管理人
支援センター」に変更)
平成29年5月26日：第70回定時総会第2号議案に
て財産管理人支援センター設立承認
平成29年8月29日：第1回財産管理人支援センター
運営委員会
平成29年11月9日：第2回財産管理人支援センター
運営委員会

平成30年2月13日：「財産管理人支援センター」規
則 理事会書面決議
平成30年2月27日：第3回財産管理人支援センター
運営委員会
平成30年2月28日：報道機関への記者会見
平成30年3月6日：本部研修会
演題 「財産管理事務について」
講師 中村友次郎弁護士
平成30年3月6日：財産管理人候補者募集開始
平成30年3月29日：第4回財産管理人支援センター
運営会議
平成30年4月1日：管理人候補者名簿作成(平成30
年4月27日：審査会議)
平成30年4月16日：山口県土木建築部住宅課民間
住宅支援班と打合せ
平成30年4月26日：空き家対策連絡会議で説明会(県
下の市町担当者出席の下で一般社団法人理事長と
の共同説明会形式)

参考資料

- 1 「財産管理人支援センター」設立趣意書
 - 2 「財産管理人支援センター」フローチャート
 - 3 「財産管理人支援センター」規則
 - 4 「財産管理人候補者名簿」サンプル
 - 5 一般社団法人管理権不明不動産対策公共セン
ターとの協定書(案)
 - 6 一般社団法人管理権不明不動産対策公共セン
ターの定款
 - 7 一般社団法人管理権不明不動産対策公共セン
ター履歴事項全部証明書
 - 8 土地家屋調査士法第60条にかかる建議
 - 9 説明会用説明資料
- * 上記資料が必要な場合は日本土地家屋調査士会連
合会へお問合せください。

中部地籍研究報告会

平成30年3月2日、岐阜県のぎふメディアコスモスのメイン会場において、中部ブロック協議会主催の中部地籍研究報告会が開催された。

「原始筆界を求めて」と題し、これまで10年間の研究の成果を報告するものである。なお、メイン会場である岐阜県で開催された内容が愛知県、三重県、福井県、石川県のサテライト会場へリアルタイム配信されており、計195名の参加があった。

まず、始めに中部ブロック協議会会長大保木正博氏の挨拶があった。中部地籍研究会は10年を1期としており、今年はちょうど発足から10年目に当たる。その総括として今般の発表を行うとの開催趣旨を説明された。



中部ブロック協議会会長 大保木正博氏

第1部 研究報告ディスカッション

発表者：愛知会 太田英男氏
三重会 安田典生氏
岐阜会 早川正城氏
福井会 青山 勉氏
石川会 千野原実氏
富山会 砂道 章氏

コーディネーター：岐阜会 飯沼健悟氏

コーディネーターである岐阜会の飯沼健悟氏から、ディスカッションの進め方の説明があり、各県の明治期における公図の作成手順、特徴などを発表者が報告した。

愛知県

愛知会では、「あいちの地籍 明治初期編」を平成24年に刊行したが、そのときの調査で公図の原図が発見された。鉛筆書きで、折れ点ごとに針で穴が空けられている。図面作成の仕様書に当たる地図調整及び量地心得書には、平板を置いた箇所を他の点と区別するために針穴に鉛筆で丸を付けるとの記述がある。その記述どおりにその原図には器械点と思われるところに鉛筆で丸印が書かれている。道路は朱色、河川溝渠等は青色、愛知県の図面の特徴である畦畔の線の色を橙黄色で着色することになっており、現在法務局に備え付けられている和紙公図と特徴が一致している。また、文献からは布達により字限図一通を戸長役場へ備え置くと定められているので、それが市町村の公図であり、その後の愛知県令に字図をもう一部作って郡役所へ提出するとの記載があり、これが後の法務局の公図の元になっていると考えられる。

地租改正時の測量では、面積を測るための測量(丈量)については現地における十字法、三斜法を用い



ディスカッション



パネラー

て、地図作成では平板や方位儀といった機器が使われていた。市街地では街区の面積を測った上で、各筆の面積を測りその合計との差異を確認していた。

内務省の地籍編纂事業による地籍図の原図は愛知県公文書館に保管されている。三角法で基準点を測量した後、主要道路を測量してその後、その他の道路、溝渠を測量している。それに地租改正の図面をはめ込んで村ごとに作成されている。道路、水路については延長距離と平均幅員が記載され、番外何番と地番が付けられている。また、その地籍図に対応した地籍帳も愛知県公文書館に保管されている。

三重県

これまでに資料集や用語集など3冊をまとめている。

地租改正時には壬申地券が交付時に作成された地図を利用して、地番等色を変えて記入された地図がある。度会県では早くから壬申地券取調作業が進んでいて、村全図を600分の1で作成し、地図としては大型のものが作成されている。旧三重県では村図は3,000分の1で作成されている。また、字限図の余白には字の総面積と地目ごとの面積が書き入れられている。

地図更正の件の際には、町村地図調整式及更正手続の別冊町村製図略法の中で、畦畔は二線で図示しなさいとの記載があり、三重県の公図の特徴となっている。こういった二線引き畦畔の記載のある地域では、正確な測量がされており、現地と公図の整合性が高いとの報告がある。

岐阜県

江戸時代の幕藩体制の影響がある。岐阜県は飛騨地方、美濃地方に分けられるが飛騨は幕府の直轄地として支配されており、一方美濃では十数藩の藩で

支配されており、県下を一括りで検証することは不可能である。飛騨では三回くらい再丈量しており、明治18年には専門の技術者を雇い三斜法を用いて行われたが、山林原野に関しては丈量していない。法務局にある公図は明治20年の地籍編製事業において筋骨測量(街区測量)が精密に行われ、それを基に地押調査に移行し、その成果が公図に反映されている。この筋骨測量をするに当たっては、高山市内に測量技術伝習所を設置し各地から人を呼び集めて、技術を習得させ各地へ派遣していた。

また特徴としては、1間を6厘で作るという通達があり、千分の1の縮尺で作成されている。

福井県

郡村地、市街地は同時期に地租改正事業が行われ県下統一された様式で作成されている。山林は嶺北地方と嶺南地方では分かれて規則を出され、内容も違っていた。

通常は地租改正事務局の許可を受けたら県が改正地券を発行するのだから、福井県では農民から不平の陳情が数多く挙がり、改正地券の発行ができなかった。改租許可が出たにもかかわらず撤回し、丈量からやり直している。この時の検査をしていた人の資料が資料館に大量に残っていて、検査した時の内容が良く分かった。その時の合格面積が現在の登記簿地積となっている。福井県では、江戸時代の慣習は認めないという指令が出ている。

明治18年の地押調査では、改租図(甲図)の精度が良かったので改租図を写し、変更箇所のみ丈量し直し作成され改正図(乙図)とした。ただし、調査をするに当たっては乙図に空白部分があったりして、甲図と併せてみる必要がある。

石川県

石川県は、明治政府からの布達をそのまま県令訓令として県下に発令していなかった。その代わり、10年くらいの年月を掛けて地籍編纂事業を行っている。加賀藩では、江戸時代からの慣習で「田地割」という制度があった。これは村ごとに5年から20年に一度、くじ引きによって耕作地を交換する制度で、土地による作物の出来の差を緩和する知恵であった。しかし、これが明治政府の事業に影響を及ぼしていて、例えば地券発行の際には最後の田地割帳に記載された反別をそのまま利用して発行したということもあった。しかもこの件については、政府にお伺いを立て、それでよいと認められていたとのことである。よって、石川県では



岐阜県 早川正城氏

地租改正時には丈量がされなかったところがあった。

丈量がされたところでも、農耕地の丈量を完成させた後に、山林を調査しており、農耕地と山林原野の地租改正地引絵図は別々に作成されている。これが一つの要因となり、同じ地番区域の中に農耕地と山林原野に同じ地番が付されている。(山地番、耕地番)現在では山地番に1,000番を付け加えるなどして、重複地番はほぼ解消されつつあるが、地引絵図を見る場合は訂正前の地番であるため注意が必要である。

地籍編纂事業で作成された地籍図は金沢区を皮切りに、石川県全域にわたって作成されている。明治23年に内務省地理局地籍課の廃止をもって取りやめになっているが、石川県ではその後明治29年まで継続して事業が行われていた。地租改正地引絵図を基にしてその後変更になった部分を補足して作成することとなっていた。

富山県

富山県も石川県と同じように加賀藩に属していたので、田地割の慣習が全域で行われていた。中には昭和40年代まで田地割をしていた地区も確認されている。このことが、地図混乱の要因の一つになっている。明治9年から16年までの間、富山県は石川県に編入されていた。通常公文書は、それぞれの県が持てるように編纂されるのだが、富山県には明治16年以前の公文書が存在していない。よって、民間の古文書などを調べた。田地割を行うときは毎回測量を行うが、藩から測量の技術を認められた農民が行っていた。そして地租改正の際には、その田地割の測量を行っていた者に作業させるようにといった内容の命令が出ている。

その田地割などの測量技術を本にして残してくれた人(石黒信由：江戸後期)の資料によると、江戸時代の検地は1筆ごとに測るのではなく、村全体の面積を測り、川や道路の面積を差し引いて算出されていた。また、成果図の元となる下図や野帳(野取図)日記も残されており、測量方法が詳細に確認できる。この石黒信由の門人もたくさんおり、県内各地へ技術が広がっていった。

富山県の耕地における公図は二様式があり、地租改正報告書の内容と一致している。市街地の公図には元となった測量図があり、十二支で道路の方向角が記載されていたり、道路の幅員が記載されていたりする。特殊な部分としては道路がのこぎり型のようにになっている。その差が五リだとか七リだとか非常に細かな測量がしてある。道路は雨落ちで測ったとの記載のあるものもあり、そういった測量がなされたと考えられる。

第2部 総括

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 小野伸秋氏

第1部の発表を受け、本研究会の意義を説明された。例えば、法務局に備え付けられている情報を見るだけなら測量会社でもできるが、現地を把握し、公図の成り立ちなど、その土地の経緯などを勘案しながら、判断していく能力が土地家屋調査士には必要だと思う。土地家屋調査士法第25条第2項の「その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する習慣…の知識を深めるよう努めなければならない。」というのは、正にこの研究に当てはまるもので、地元の人も知らないその地域における特別な事情というものを知っているというのが専門家であろうと思うと述べられた。

中部地籍研究会では、当初10年計画で現代までの調査完了を見込んでいたが、調査を進めていくほど、江戸時代まで遡らないと分からないことなどが、次から次へと出てきた。登記簿の面積は、地租改正のときに測ったものが一番古いのではなく、江戸時代から引き継がれてきたものもある。すると江戸時代の慣習である畦際引や四壁引などの知識も必要となってきて、明治期までの研究にとどまっていると説明された。

今後この研究を地籍学という学問に発展させていくために、土地法制の調査として全国各地の研究会で確立していく必要がある。やっと一通り資料集だけができたとこで、これからいろいろな調査研究していくことが大事だとして締めくくられた。

広報員 中嶋茂(愛知会)



日調連 小野伸秋氏

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 52

奈良会

『奈良会の土地家屋調査士PR活動』

奈良県土地家屋調査士会広報部長 鍵 竜二

奈良時代に平城京が置かれ、国宝建造物数が日本最多である「奈良県」を、皆様は訪れていただいたことはありますか？東大寺の大仏、世界最古の木造建築物の法隆寺、鹿でおなじみの奈良公園、修験道の聖地吉野大峯…修学旅行で来られたことがあるという方も、再び仕事の息抜きに古都奈良を巡ってみてはいかがでしょうか？奈良県のPRキャラクター「せんとくん」もお待ちしております。

奈良会の会員数は現在、207名(205名と2法人)。支部は3年前に4支部に再編成され、それぞれ奈良県にある山の名称にちなみ、春日支部、三室支部、葛城支部、三輪支部として精力的に活動しています。

そんな奈良会のPR活動を紹介致します。

奈良マラソンへの協賛

毎年12月に開催される「奈良マラソン」に協賛しています。このマラソンは、奈良市・天理市の世界遺産をコースに採り入れ、古都奈良の風情を感じながら、2万人のランナーが疾走する、奈良ならではのイベントです。

協賛することにより、(地方紙ではありますが)奈良新聞の「奈良マラソン徹底ガイド！」特集に協賛団体・企業としてPR広告が掲載されます。大会当日にはマラソン会場でも配布されますので、新聞の購

読者だけでなく多くの方々に見ていただけます。

内容は、「土地の境界がわからない。こんな時は国家資格である土地家屋調査士にご相談ください。大切な財産である不動産の権利を明確にします。」というものです。

また、大会当日には春日支部の会員が多数、沿道整理などのボランティア活動や、ランナーとしても参加しています。

ホームページのリニューアル

奈良会のホームページを昨年6月に全面リニューアルしました。



春日支部のボランティア参加者

奈良マラソン2017を
応援しています。

土地の境界がわからない。
こんな時は、国家資格である
土地家屋調査士にご相談ください。
大切な財産である不動産の権利を明確にします。

杭を残して、悔いを残さず。

奈良県土地家屋調査士会
〒630-8305 奈良市東紀寺町二丁目7番2号
☎0742-22-5619

境界トラブルは☎0742-22-5711
境界問題相談センター奈良(調査士会館内)まで。

奈良マラソンの協賛記事



春日支部のランナー

ホームページには、「土地家屋調査士の説明、業務の紹介、表示登記のQ & A、奈良会の情報公開、会員検索、境界問題相談センター奈良の案内」などを掲載しています。

中でも、トップページの、「例えばこんなときは、土地家屋調査士に相談ください!」では境界、分筆、新築・増築、地目変更などについて、分かりやすく、丁寧に説明しています。

また、「インフォメーション」では、奈良会の活動を多くの一般の方々に知っていただくため、常に情報発信に努めています。

「会員の広場」では、業務に関わる最新の情報を掲載し、会員への情報伝達に役立てています。

皆さんも、奈良会のホームページを是非一度ご覧ください。

パンフレットの配布

関係官公庁へ配布して据え置いてもらい、市民の方々の手に届けるために、PRパンフレットの作成を計画中です。

土地家屋調査士をもっと知ってもらうため、「業務の案内、表示登記のQ & A、無料相談会の案内」等を掲載し、幅広くPRできるような内容にしていきたいと考えています。

ギネス認定の計測

葛城支部では、一昨年、「流しそうめんの距離でギネス記録にチャレンジする」という企画の計測を、ボランティアで行いました。

このイベントは地元の御所市で行われ、ギネスのルールブックに「土地家屋調査士、若しくは測量士の資格を有する者による測定(竹の距離)が必要である」と記載されていることから依頼されたものです。ギネスの認定者は、本番当日しか来ないということで、それまでに3班(各3名)に分かれて測量する様子をビデオ撮影しました。

そして当日、1回目はそうめんが途中で止まってしまい、失敗となりましたが、2回目は無事に3317.70 mを25 g以上(ギネス認定要件)のそうめんが流れ着き、見事ギネス記録更新となりました。

その場でギネスの「証人による証明書」に土地家屋調査士がサインをし、名誉ある証明人となりました。

これからも「土地家屋調査士」をもっと多くの方に知っていただくように、多種多様なPR活動を更に研究していきたいと思っています。



ギネス認定の計測



長崎会

『「土地家屋調査士PR(啓発)活動」について』

長崎県土地家屋調査士会広報部長 嶋 隆信

昨年度、「愛しき我が会、我が地元」において、長崎の紹介をさせていただいたばかりですが、再度寄稿依頼がありましたので、今回は長崎会としての「土地家屋調査士PR(啓発)活動」における取組についてお話ししたいと思います。

昨年度、改選により新しく会長に就任した船津会長は、「土地家屋調査士の知名度アップ」に強く力を

入れており、これまで多種多様なメディアを利用しPR活動を行っております。昨年度行いました、TV、ラジオ、新聞における広報活動をご紹介します。

TVにおいては、県内イベントである「Love fes2017」における協賛CMを放送し、10月に行われ



た「Love fes2017」にてブースの出展を行いました。

タオルや風船、お菓子を配り、トータルステーションや境界標をブース内に設置して、実際に触っていただき、リーフレット等で広報活動を行いました。各ブースにおいて、商品やサービスのPRよりも、皆さんに楽しんでいただける工夫をされていたのが印象に残りました。初回ということで勝手が分からない点もありましたが、今年度はVRによる疑似体験等、より土地家屋調査士のブースを楽しんでいただけるよう工夫を凝らしたいと考えています。

ラジオにおいては、無料相談会の告知やADRセンターの紹介、船津会長のラジオ番組インタビューを行いました。

ラジオCMにおける相談会等の告知は継続して行っており、インタビュー番組については単発では



ありますが、土地家屋調査士がどういう資格なのか、どういう仕事をしているのかを紹介しております。

新聞においては、元旦の長崎新聞朝刊にて、県内の経済界代表者のコメントが掲載される「新春トップインタビュー」にてPR活動を行いました。土地家屋調査士という資格の必要性とともに、災害復興支援等社会貢献の内容説明と、一般の方に限らず、職業の選択肢のひとつとなるべく、学生における認知度UPの重要性等を説いた内容となっております。

これらの活動は、まだ始めて間もなく、大きな成果を上げている訳ではありませんが、限られた予算の中で地道に継続していくことが重要であるというのが長崎会の方針です。



平成30年度 こども霞が関見学デーのご案内

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

全国の土地家屋調査士の皆さん、今年も『こども霞が関見学デー』の季節が近づいてきました！『こども霞が関見学デー』とは、毎年子供たちの夏休みの時期に合わせ、文部科学省をはじめとした府省庁等が連携し、親子の触れ合いを深め、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的として取り組んでいるイベントです。

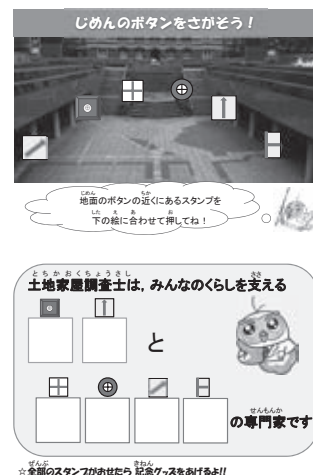
昨年度の本イベントにおいては、日本土地家屋調査士会連合会は、法務省と共に、筆界特定制度や不動産登記法第14条地図、土地家屋調査士制度についての理解を深めてもらうために、測量体験や地面のボタン(境界標)を使ったスタンプラリー等のイベントを実施しました。子供たちには気軽に体験しながら、飽きずに、分かりやすく見学してもらえたものと思います。

また、大人にとっても、小学生の修学旅行等で訪れて以来の日本の行政の中枢機関を見学できる良い機会だと思います。法務省の赤れんが棟の向かいには警視庁で、刑事ドラマで目にする建物がそびえ立ち、運が良ければ屋上からヘリコプターが飛び立つ姿が見られますよ！！

「霞が関」というと堅くて近寄り難いイメージがありますが、イベント期間中は子供たちの興味に合わせて霞が関を自由に歩くことができ、参加者には各府省庁等のプログラムと地図が入った「霞が関こども旅券」(パスポート)が配布されます。当日予約なしでも参加できるイベントもたくさんあります。夏休みの計画がまだの方は、お子さんやお孫さんを誘って是非参加されてはどうでしょうか。



日 時 平成30年8月1日(水)、2日(木) 10時～16時(昨年度の開催時間)
場 所(入り口) 法務省西門(赤れんが棟側)
法務省の所在地 東京都千代田区霞が関1-1-1
 東京メトロ霞ヶ関駅(丸ノ内線・日比谷線・千代田線) A1出口
 東京メトロ桜田門駅(有楽町線) 5番出口
 ※事前申込みが必要なプログラムと当日自由に参加できるプログラムがあります。
 詳しくは、各省庁ホームページをご確認ください。(6月下旬頃公開予定)



連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



4月16日
～5月15日

私が普段持ち歩いているカバンは異常なほどの重量である。懸案事項の資料や時刻表、各種小物類等々を持ち歩いている、およそ必要と思われるものは、一通り入っている。関係官庁を訪問する際には「登記小六法」や、ノートパソコンも持参する。多くの人に「このカバン、重たい! いったい何が入ってるの?」と聞かれるが、「愛と勇気と希望!」と答えることにしている。今日もカバンの底が抜けるほどの「愛と勇気と希望」を抱えて水道橋の町から前を向いて歩を進めるのである。



4月

19日 法務省民事局民事第二課との平成30年度第1回協議会

三年前から始めた当協議会に各副会長、総務部長、専務理事と共に臨む。年度初めに両組織の意識共有を図り、進捗状況を確認して、社会に役立つ事業を推進するための協議会である。

19日 いとう渉衆議院議員「第4回わたる会総会」

比例東海ブロック選出の公明党・伊藤渉衆議院議員の総会に出席。多くの来賓の皆さんに、ご挨拶させていただいた。伊藤先生のスローガンは「未来へ、わたる。あなたと、わたる」だそうだ。

21日 伊能測量協力者顕彰大会

伊能忠敬翁没後200年を記念し、伊能測量隊に協力された方々のご子孫が集結し顕彰大会が開催され、来賓として祝辞を申し上げた。土地家屋調査士制度制定50周年事業の一環として「伊能ウオーク」に参加して以来、伊能忠敬研究会との、お付き合いを継続させていただいたおかげで100名を超えるご子孫の皆様と貴重な歓談をすることができ、この道を創っていただいた多くの先輩方に感謝である。

23日 経済産業省製造産業局宇宙産業室との打合せ(準天頂衛星システム(QZSS)の利活用について)

小野副会長と共に、経済産業省製造産業局宇宙産業室を訪問し、準天頂衛星システムの利活用に関して意見交換をさせていただく。経産省としては、数多くの産業の場面で当システムを利用してもらうことを念頭に置いている。私たちの扱う、不動産表示登記の世界における利活用の現状と提案をさせていただいた。

25日 林芳正参議院議員「第46回朝食勉強会」

現職の文部科学大臣である林芳正参議院議員の勉強会に参加。「文化・スポーツで未来を拓く」と題し、主に東京オリンピック・パラリンピックに向けてと開催後の文化的、経済的、社会的レガシーの創出に関して枠組みを紹介いただいた。

25日、26日 第1回理事会

平成30年度第1回目の理事会を招集する。6月の連合会総会に向けて、平成29年度事業報告・収支決算報告、平成30年度事業方針大綱案・各部事業計画案・収支予算案につき審議の後、承認を受ける。いよいよ執行部として定時総会に臨む態勢が整ってきたこととなるが、各役員には土地家屋調査士制度の未来は国民の皆さんと共にあることを再認識する旨、伝えたところである。

26日 第2回監査会

加賀谷副会長、鈴木財務部長、徳永財務部次長と共に平成29年度の決算を踏まえて、加藤監事、針本監事、新村監事から監査を受ける。

26日 土地家屋調査士が保有する業務情報公開に関する株式会社ゼンリンとの打合せ

連合会の監修による「調査士カルテMap」として昨年12月から運用を開始したところであり、全国の土地家屋調査士会ごとの加入状況や改善要望等に関して打合せを持つということで出席し、ご挨拶させていただく。

5月

7日 近未来政治研究会と語る集い

柳澤専務理事と共に標記の政治セミナーに出席。全国土地家屋調査士政治連盟からも横山会長、椎名幹事長が参加。会場から溢れるほどの多くの方々が集集されており、直近の政治動向や展望をお聴きする機会となった。

8日 叙勲をお祝いする夕食会

平成30年春の叙勲(旭日双光章)に輝かれた、釧路会の林原安弘先生の受章をお祝いする食事会を開催。奥様と共に晴れやかな時間を過ごさせていただく。林原先生は、昭和22年生まれで、業務歴は42年を数えるそう。同席した菅原副会長、佐藤総務部長とも実にこやかに歓談される姿が印象的。

14日 黄綬褒章をお祝いする夕食会

今回、8名の土地家屋調査士の皆さんが黄綬褒章を受章されることとなり、伝達式の前日に連合会主催で、奥様も同伴の上、ささやかな夕食会を準備させていただいた。加賀谷・菅原・戸倉・小野の各副会長及び柳澤専務理事にも同席してもらい、東京ドームの夜景をバックに終始おめでたい空気の中で、話に花が咲いた。

15日 春の褒章伝達式への参列及び民事局長への表敬訪問

春の褒章伝達式が法務省大会議室にて執り行われ、連合会を代表して参列させていただく。8名の受章される先生方と奥様は、少し緊張気味の表情の中にも、前夜の夕食会にてお互いが打ち解けた感も芽生えた様子の笑顔も見られ、抜けるような青空の下、記念写真に収まっていた。

15日 全調政連との打合せ

全国土地家屋調査士政治連盟とは、常に連動と連携を意識し合っているところであるが、情報共有を図りつつ土地家屋調査士制度の次なる一手を戦略的に整理するためにも横山会長、椎名幹事長と打合せを持つ。連合会からは、戸倉担当副会長と柳澤専務理事にも出席要請。



4月

25日、26日

第1回理事会

<審議事項>

- 1 平成30年度日本土地家屋調査士会連合会被
顕彰者について
- 2 平成29年度一般会計及び同特別会計収入支
出決算報告について
- 3 第11回国際地籍シンポジウム実行委員会の
設置について
- 4 連合会顧問の委嘱について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改
正(案)について
- 6 退職金特別会計の廃止及び日本土地家屋調
査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)
について
- 7 第14回土地家屋調査士特別研修の実施に係
る公益財団法人日弁連法務研究財団との委
託契約について
- 8 平成31年度(2019年度)土地家屋調査士新
人研修について
- 9 平成30年度事業方針大綱(案)及び同事業計
画(案)について
- 10 平成30年度一般会計及び同特別会計収入支
出予算(案)について
- 11 第75回定時総会提出議案について
<協議事項>
- 1 平成30年度の「骨太の方針」に盛り込む土地
家屋調査士としての提言について
- 2 第11回国際地籍シンポジウムの運営等につ
いて
- 3 第75回定時総会の対応について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関
する規則の一部改正(案)について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関

する規則の一部改正に伴う関係規則等の一
部改正(案)について

- 6 土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助
成について
- 7 認定登記基準点の検定委託に係る各土地家
屋調査士会への補助金の減額等の通知につ
いて
- 8 認定登記基準点の成果等の情報を「G空間情
報センター」のウェブサイトの情報公開す
ることについて
- 9 平成31年度(2019年度)土地家屋調査士事
務所形態及び報酬に関する実態調査の実施
について
- 10 中央実施型の新人研修について
- 11 土地家屋調査士会ADRセンター事例集の作
成及び同事例集作成に当たっての事例収集
について

26日

第2回監査会

5月

9日、10日

第1回研修員会議

<協議事項>

- 1 中央実施型の新人研修について
- 2 年次研修について

14日

第2回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について
- 2 作業内容の検討について
- 3 平成30年度委員会の日程について



第18回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会

平成30年3月14日(水)、東京都千代田区平河町の都市センターホテルにおいて、全国土地家屋調査士政治連盟『第18回定時大会』が開催された。

大会には、役員21名、各土地家屋調査士政治連盟会長38名、代議員15名が出席し、来賓として日本土地家屋調査士会連合会から、岡田潤一郎会長、戸倉茂雄副会長、柳澤尚幸専務理事、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会から、榊原典夫会長、全調政連から、林千年顧問、八瀬渉一相談役、加古幸平相談役、森廣幸相談役、阿部重雄相談役をお迎えし盛大に開催された。

初めに、横山会長が挨拶に立ち、定時大会が盛大に開催されることについて感謝の意を述べ、昨年10月の衆議院議員選挙における全国の各土地家屋調査士政治連盟の選挙支援活動に対してもお礼の言葉を述べた。

前年度の活動の成果としては、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2017」いわゆる「骨太の方針」の中で所有者を特定することが困難な土地について地域の実情に合わせて利用や管理が図れるように、各関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案を本国会の通常国会に提出することになっているが、我々に直接関係してくる空き家・空き地バンクの構築に伴って、地籍整備や登記所備付地図の整備等によって不動産の情報基盤の充実を図ることが盛り込まれている。このことは、空き家、空き地、耕作放棄地、中でも所有者不明土地の社会問題は、経済的にも社会的にも影響の深刻さが表れているものである。

土地家屋調査士は、これらの諸問題に対して職能を遺憾なく発揮して、国家や国民に貢献することが使命であると考えている。

また、入札問題については、価格競争のみによらない入札方式の導入を求めてきたが、実現に至らず、土地家屋調査士業務たる入札区分の創設についても道半ばとなっており、引き続き活動を展開する考えを示した。

会員皆様から建設的ご意見をいただきながら、日調連、全公連と一致協力し、各党議員連盟と連携し、力強い政治活動を展開する意思を示した。

続いて、岡田連合会長の挨拶があり、平成29年の解散総選挙の協力と活動に感謝を述べられ平成30年度事業方針大綱(案)を示しながら、全調政連との連動と連携を行い、協力をお願いし、日調連の活動に取り組みたいとの意向が示された。

榊原全公連会長は、全公連新執行部として全公連の事業支援をいただいたことに感謝の意を表明。今年度は、協会のコンプライアンスやガバナンス等の情報公開や、新しい技術や事業紹介等含めた研究、研修会を開催した。

災害対応に加え復旧支援関連の研修会も行い、「国民から期待され、輝き続ける未来」とあるように、連合会、全調政連との連携の下、土地家屋調査士制度の発展、土地家屋調査士の社会的・経済的な地位向上のために活動したいとの考えを述べた。



横山会長



岡田日調連会長



榎原全公連会長

次に、函館調政連・辰己会長が議長に選出され、平成29年度活動報告を幹事長及び担当副会長が行った。

質疑応答の後、議場に諮ったところ異議なく了承された。

続いて議事に入り、第1号議案「平成29年度収入支出決算承認の件」が上程され、会計責任者が提案理由を説明し、監事が監査報告を行った。

質疑応答の後、議場に諮ったところ原案のとおり承認された。

第2号議案「平成30年度運動方針(案)」及び第3号議案「平成30年度収入支出予算(案)」は一括上程され、幹事長が提案理由の説明を行った。

質疑応答の後、議場に諮ったところ両議案ともに原案のとおり承認された。

第4号議案「規約及び役員選任規則の一部改正(案)」は担当副会長が説明し、原案のとおり異議な

く承認された。

各議案を通じ、全調政連からの情報発信、土地家屋調査士法施行規則第29条改正に関する質問、要望が多くあった。

執行部は、これらの質問、要望を活動に反映させなければならないが、政治連盟が土地家屋調査士制度改革の抑止力に甘んじざるを得ないとすれば、目に見えた政治活動は抑制せざるを得ず、政治連盟の存在意義を会員の方々に伝えることは簡単ではない。

定刻どおり大会が終了し、午後6時から懇親会が開催された。

懇親会には、大会構成員のほか各党議員連盟所属の国会議員が約100名出席され、盛大に開催された。

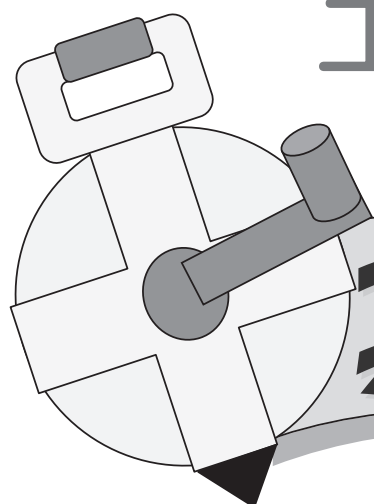
初めに、全調政連の横山会長が挨拶し、続いて、葉梨康弘法務副大臣、自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の塩崎恭久会長、公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会の高木陽介会長、土地家屋調査士制度推進有志議員連盟の小川敏夫会長が挨拶に立った。

その後も、大臣、副大臣、各党役員等要職を務める国会議員から次々に土地家屋調査士制度の推進を支援するスピーチがあり、出席した土地家屋調査士と国会議員との懇親は大いに深まり、午後8時閉会となった。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
副会長 高山 吉正



土地家屋調査士 賠償責任保険



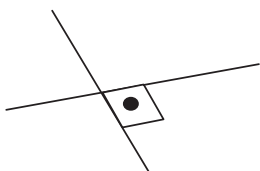
募集中

情報漏えい賠償責任補償特約
の付帯をおすすめします。



お支払例①

測量の際、境界標の設置
を誤り、誤った面積を登記
したために顧客に損害を
与えた。



お支払例②

事務所のパソコンがウイル
スに感染し、顧客の個人
情報が漏えいしたことで損
害賠償請求を受けた。



お支払例③

境界確認のための立会い
の際に、立会人がころんで
けがをし、通院した。



ポイント!

調査士に賠償責任が発生しな
いケースでも見舞金の対象とな
ります。
*ただし、事前に保険会社の同意が
必要となります。

保険期間：平成30年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス** TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社** TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B17-101858 使用期限：2019年4月1日



「苔の花」

深谷健吾

生涯を黒子に徹し苔の花
病室へ風をかよわせ青すだれ
疲れ鶴にときにささやき鶴の匠
焼かれても嘴痕しかと残る 鮎

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

母が摘み父が搗きたる蓬餅
農継ぎし青年凛々し代を搔く
脱ぎきつて素肌まばゆき今年竹
吟行の俳句談義や亀鳴けり

岐阜

堀越

貞有

古書店の棚に古事記や花は葉に
こでまりのまりもてあそぶあねいもと
鶯の声に程よき間合ひかな
兄の吊る蚊帳に遊びし姉妹

茨城

中原ひそむ

人生は片道切符や秋深し
曾孫受くユネスコ賞や風光る
尾ひれつく噂話や鳥雲に
補聴器も我が身のひとつ春惜しむ

島根

やまつつじ

鷹鳩と化して枝から枝へ鳥
あちこちに真つ赤に燃ゆる山つつじ

今月の作品から

深谷健吾

母が摘み父が搗きたる蓬餅

島田

操

「蓬餅」は、「草餅」の傍題。蓬の葉をゆがいたものを餅に搗きこんだもの。きな粉や、餡をまぶして食べる。農家などの自家製は、真つ青で野趣に富んだものである。生活の知恵と季節を楽しむ風趣な心が生み出したものである。平安時代には、母子餅と呼ばれたものが、その初めとされている。古来、日本人は農耕民族。何事も夫婦の協力がなければ一家の暮らしは成り立たない。根底には夫婦協働というか、夫婦協働が原点の日本文化が確立。「蓬餅」もその文化の一つか。郷愁にかられる見事な一句である。

堀越

貞有

兄の吊る蚊帳に遊びし姉妹

「蚊帳」とは、蚊を防ぐための麻糸・木綿糸の網地の帳のことである。部屋の大さに応じて四隅を吊って用いる。殺虫剤や網戸の普及などで現在は殆ど使われなくなつた。蚊帳を吊るのは男の仕事即ち男の子が吊るのが普通。その昔、子沢山の家庭も多く、子供らにとっては蚊帳の中も夜の遊び場。お兄ちゃんが蚊帳を吊って妹らと仲良く遊ぶ。ほのぼのとした良き昔の一家団欒の光景を詠んだ秀句である。

尾ひれつく噂話や鳥雲に

中原ひそむ

「鳥雲に」は、「鳥雲に入る」の傍題。春、越冬して北に帰る渡り鳥が雲間に消えてゆくように見えるさまをいう。「鳥帰る」の比喩的な表現。またこのころの曇りがちな日を「鳥雲」という。噂話には良きに付け、悪しきにつけ尾ひれがつくのが当たり前。噂話はする方も、される方も生めかしくて、ぼんやりとした様の思いが強い。尾ひれがついて広まってゆく噂話を侘しく思う気持ちに立ち向かう心持ちが、鳥帰る日々の雲にこめられて詠まれた敬服の人事句である。

やまつつじ

あちこちに真つ赤に燃ゆる山つつじ

「山つつじ」は、「躑躅」の傍題。春から夏にかけて漏斗状の花を咲かせるツツジ類の総称。各地に自生し、花色は真紅の他に白・淡紅などさまざま。古くから日本人に親しまれてきた。山つつじの花は真紅が普通。春の山には、初春から山吹の黄色、桜の淡紅色、藤の紫色、山つつじの真紅の色の花が咲き美しい。晩春の山には、あちらにもこちらにも火の手が上がるかごとくに、固まって真つ赤に燃える山つつじの花が。夏の山を迎える様の情景を活写した佳句である。

リタイア後安心基金 ・・・増口検討中・・・

香川会 大久保 秀朋

私は昭和46年生まれの、今年で47歳になります。平成8年11月に25歳で登録開業しましたので、調査士歴は22年目です。現在は妻と長女が大学2年生(一人暮らし)、長男は中学1年生の家族構成です。

私が初めに国民年金基金に加入したのが30歳ぎりぎりのタイミングでした。その後、少し増口をしました。初めに加入したきっかけは、当時は国民年金基金の保険会社に委託していたようで、その保険会社からの電話での勧誘がきっかけでした。まだまだ年金についての興味とか老後の不安などは感じる時期ではなかったのですが、結構頻繁に勧誘の連絡があったので資料をじっくり見ることにして、「この金額なら加入しても損はないし、負担も少ないのでいいかな。」と感じ、加入しました。そんな曖昧としたきっかけですが、今となってはあの時にとりあえず1口だけでも入っておいてよかったと思っています。増口を検討した際に、掛金の一覧表を見たのですが、加入当時の条件の欄を見るとずいぶん掛金が上がっていました。17年も前のことです。物価の上昇や景気の動向で変化があるのは当然なのでしょうが、それにしてもびっくりするくらいの金額でした。今加入しようとする方に私の掛金額をお知らせすると、多分羨ましがられると思いますが、加入時の掛金はそのまま払込時期が終了するまで変わりませんのでご了承ください。

今年の1月に高知での国民年金基金の代議員会に参加させていただいて、これまで以上に国民年金基金の内容を知る機会があったのですが(そのおかげで今回の原稿を依頼されてしまいました)、自分や家族の将来のために少しでも余裕があるのでしたら、掛けておいた方がいい制度だと改めて実感しました。私もあと少しだけ増口を検討したいと思いました。

このコラムで皆さん書かれているように、一番のメリットは掛金の全額所得控除だと思います。課税所得400万円程度で年間掛金が30万円だとすると所得税・住民税などが約9万円(30%程度)節税になります。つまり実質21万円で30万円分の保証を受ける権利を得られることになります。課税所得が250万円程度でも、約6万円(20%程度)の節税になります。納税の際に計



算されてしまいますので、なかなか実感できないかもしれませんが、これだけの金額が毎年節税されるというのはとても大きなメリットだと思います。また、15年保証型に入っていれば、万が一自分が受給できなくなったとしても、家族に一時金が支払われるので、その点も安心かと思います。

給与所得者であれば厚生年金に加入して、給与から天引きされるので、自分の選択の余地がありませんが、我々自営業者は国民年金のみなので、厚生年金との差額は自分で検討して補てんしておく必要があります。社会保険庁や年金機構での不正や不適切な処理のニュースを見聞きするとどうしても「年金」というキーワードに拒絶反応が起きてしまいますが(若い人ほどそうなると思います。)、国民年金基金は別建てで運用されていますので、ちゃんと理解をすれば安心できます。「国民年金基金」という名称ですが、年金を上乗せするための効率のいい税制も優遇された貯金と捉えて、「リタイア後安心基金」と思っていただければいいかと思います(勝手にセンスのない名称にしてすみません。)

最後に、若い人ほど、なるべく早めに、まずは一口目だけでも加入しておくことを強くお勧めしたいと思います。まずは「土地家屋調査士国民年金基金」で検索を掛けて、調べてみて、分からないことはとても親切的な事務局に問合せしてみてください。

☆☆☆ 老後の備えはお早めに！ ☆☆☆

このところ、すでに年金を受け取っていらっしゃる先生から「基金に入れますか？」というお問合せをいただきます。年金を受け取る年齢になって初めて「もっと国民年金基金を掛けておけばよかった」と実感されるとのこと。



残念ながら、国民年金基金は国民年金の掛金を払っている間しか入れません。基本的には60歳までのご加入となります。
(国民年金に任意加入されている60～65歳の方はそれと同期間までとなります。)

**老後の備えは、老後になってからでは間に合いません。
ご加入はお早めに。**



掛金額&年金額のシミュレーションができます

<http://www.npfa.or.jp/check/simulator.html>

9月末まで

キャッシュバックキャンペーン

新

規加入には

もれなく

10,000円



増

口には

1口につき

2,000円

対象者：平成30年9月末日までに土地家屋調査士国民年金基金に新規ご加入、もしくは増口のお申し込みをいただき、初回掛金の納付ができた方



7月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

7月13日までがご加入・増口のチャンス！

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00～17:00)

平成30年 春の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。

旭日双光章

林原 安弘 (銚路土地家屋調査士会)

昭和51年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
銚路会理事、同副会長、同会長を歴任
平成28年法務大臣表彰等、70歳

黄綬褒章

井本 勝美 (京都土地家屋調査士会)

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴47年
京都会理事、同常任理事を歴任
平成22年法務大臣表彰等、70歳

黄綬褒章

沖田 春男 (高知県土地家屋調査士会)

昭和57年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴35年
高知会常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成29年法務大臣表彰等、66歳

黄綬褒章

斉藤 諭 (山梨県土地家屋調査士会)

昭和49年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年
山梨会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成24年法務大臣表彰等、68歳

黄綬褒章

辰己 伸次 (函館土地家屋調査士会)

昭和59年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
函館会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成29年法務大臣表彰等、62歳

長年のご功労に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士及び同制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます

黄綬褒章

早津 忠保 (奈良県土地家屋調査士会)

昭和44年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴49年
奈良会理事、同副会長を歴任
平成15年法務大臣表彰等、79歳

黄綬褒章

村谷 正己 (石川県土地家屋調査士会)

昭和59年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
石川会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成29年法務大臣表彰等、61歳

黄綬褒章

井上 直次 (大阪土地家屋調査士会)

昭和52年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
大阪会理事、同副会長を歴任
平成26年法務大臣表彰等、69歳

黄綬褒章

今井 秀明 (広島県土地家屋調査士会)

昭和56年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年
広島会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成29年法務大臣表彰等、65歳

※受章者の年令・歴は、平成30年4月29日発令日現在です。

2017年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2017年4月号(No.723)

）

2018年3月号(No.734)

■制度

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2018. 2	733	平成29年度土地家屋調査士試験の結果について

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2017. 8	727	第74回定時総会
	2017.10	729	第8回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告
	2017.10	729	平成29年度こども霞が関見学デー
	2017.12	731	平成29年度 第1回全国会長会議
	2017.12	731	法の日フェスタ in 赤れんが
	2018. 3	734	平成29年度 第2回全国会長会議
	2018. 3	734	平成29年度 第2回全国会長会議
財務部	2017. 8	727	第32回写真コンクール開催
	2018. 1	732	大規模災害対策基金状況

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2017. 4	723	しずおか未登記シンポジウム「子どもたちの未来と未登記問題」～しずおかを災害に強いまちへ～
	2017. 6	725	平成27～28年度 研究報告会の開催 日本土地家屋調査士会連合会研究所
	2017. 9	728	「13歳のハローワーク公式サイト」社会人アドバイザー交流会
	2017.11	730	平成29年度 ミャンマー不動産制度共同研究研修会
	2018. 2	733	表示登記に関する最先端技術(準天頂衛星システム(QZSS))の活用に関する実証実験及び法務省への説明会の実施報告
	2018. 3	734	土地家屋調査士調査情報保全管理システム 「調査士カルテMap」について
制度対策本部	2018. 3	734	土地家屋調査士調査情報保全管理システム 「調査士カルテMap」について

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
事務所形態検討チーム	2017. 5	724	平成28年度 事務所形態検討チーム取材 訪ねてみました「土地家屋調査士法人」＜PartⅡ＞
	2017. 6	725	平成28年度 事務所形態検討チーム取材 訪ねてみました「土地家屋調査士合同事務所」＜PartⅢ＞
土地家屋調査士会ブロック協議会	2017. 4	723	土地家屋調査士受験・開業ガイダンス
	2017. 4	723	弁護士会での土地家屋調査士研修
	2017. 4	723	次世代のための役員研修会 東北ブロック協議会
	2017. 4	723	平成28年度「第2回全体研修会」佐賀県土地家屋調査士会
	2017. 5	724	ほっかいどう地図・境界シンポジウム2017 part16
	2017. 5	724	今後の法務行政と土地家屋調査士への期待
	2017. 5	724	研修会「怒り」と上手に付き合う～アンガーマネジメント～ 境界問題解決支援センター滋賀
	2017. 6	725	建物所在図作成作業(試行)の作業について
	2017. 7	726	ふじえだ花回廊ギネス挑戦イベント
	2017. 8	727	横浜市空家無料相談会
	2017.11	730	第32回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ三重大会(ゴルフ・観光)報告
	2017.11	730	日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会 第62回定時総会・土地家屋調査士広報東北大会 ～そうです、それが知りたかった～
	2017.11	730	防災・減災のまちづくりを宇宙から一準天頂衛星システムの開発整備とその利活用一
	2017.12	731	日本土地家屋調査士会連合会岡田潤一郎会長を迎えた長野会研修会及び記念碑清掃
	2018. 1	732	「名古屋法務局土地家屋調査士インターンシップ」の実施について
	2018. 1	732	川柳「境」講演会
	2018. 2	733	平成29年度四国ブロック協議会研修会報告
	2018. 2	733	第14回全国青年土地家屋調査士大会 in 岩手
	2018. 3	734	県庁舎での官公署職員・土地家屋調査士合同研修会
全 調 政 連	2017. 6	725	第17回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会を開催

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
外部団体事業	2017. 4	723	日本不動産学会ワークショップ 所有者不明土地問題を考える
	2017. 5	724	「地域に広がる所有者不明土地問題を考える」～地方創生、防災etc. あなたのまちの地域力向上のために～
	2017. 6	725	地籍問題研究会 平成29年度通常総会及び第18回定例研究会
	2017. 6	725	日本登記法研究会設立記念研究大会
	2017. 8	727	第11回つくば国際ウォーキング大会参加報告
	2017. 9	728	第3回 測量・地理空間情報インベーション大会
	2017. 9	728	第14回加賀百万石ツーデーウォーク参加報告
	2017.11	730	地籍問題研究会 第19回定例研究会
	2017.11	730	資産評価政策学会 2017年度総会シンポジウム 所有者不明土地問題を考える
	2017.12	731	東京財団フォーラム「所有者不明土地」の問題構造と政策課題 ー人口減少時代の制度のあり方を専門家と実務家が議論ー
	2017.12	731	日本災害復興学会神戸大会 公開シンポジウム 次世代に災害教訓を継承する
	2018. 1	732	G空間EXPO 2017 地理空間情報科学で未来をつくる
	2018. 1	732	平成29年度 地籍調査フォーラム
	2018. 1	732	所有者不明土地問題研究会開催報告
	2018. 2	733	地籍問題研究会 第20回定例研究会
	2018. 2	733	2017年度一般財団法人日本ADR協会主催シンポジウム ADRによる紛争解決ー到達点と可能性ー～ADR法施行10年を迎えて～
	2018. 2	733	日本登記法研究会 第2回研究大会報告
	2018. 3	734	日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー ー日韓パートナーシップ共同研究・特別企画ー

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2017. 8	727	会長・副会長就任の挨拶
	2017. 9	728	専務理事・常任理事就任の挨拶
	2017.10	729	理事・監事就任の挨拶
	2017.11	730	平成29年度・30年度 広報員紹介

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2017.12	731	平成29年を振り返って
	2018. 1	732	新年の挨拶／新年のご挨拶
法務省	2018. 1	732	新年の挨拶／新年を迎えて
土地家屋調査士会	2017. 7	726	全国の会長紹介

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2017.11	730	日本登記法研究会「第2回研究大会」開催について
	2017.12	731	ほっかいどう地図・境界シンポジウム開催のご案内
研修部	2017. 4	723	土地家屋調査士新人研修修了者(近畿・中部・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会)
	2017. 5	724	eラーニングコンテンツ一覧
	2017. 8	727	土地家屋調査士新人研修開催公告(関東ブロック協議会)
	2017. 9	728	土地家屋調査士新人研修開催公告(中国ブロック協議会)
	2017.10	729	土地家屋調査士新人研修開催公告(近畿ブロック協議会)
	2017.10	729	ADR認定土地家屋調査士になろう！
	2017.11	730	土地家屋調査士新人研修開催公告(中部・東北・北海道・四国ブロック協議会)
	2017.11	730	ADR認定土地家屋調査士になろう！
	2017.12	731	土地家屋調査士新人研修開催公告(九州ブロック協議会)
	2017.12	731	土地家屋調査士新人研修修了者(関東ブロック協議会)
	2017.12	731	ADR認定土地家屋調査士になろう！
	2018. 1	732	土地家屋調査士新人研修修了者(中国ブロック協議会)
広報部	2017. 7	726	7月31日は土地家屋調査士の記念日ですー過去を振り返り、未来を見つめ、現在を邁進しようー
	2017. 9	728	G空間EXPO2017のお知らせ 地理空間情報科学で未来をつくる
法務省	2017. 7	726	法務省主唱“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
人事	2017. 5	724	人事異動 法務局・地方法務局
叙勲・黄綬	2017. 6	725	平成29年 春の黄綬褒章
	2017.12	731	平成29年 秋の叙勲・黄綬褒章

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2017. 7・12	726, 731	平成30年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
財務部	2017. 5	724	第32回写真コンクール インターネット投票
	2017. 7	726	第32回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会 開催案内
	2018. 3	734	第33回写真コンクール作品募集
共済会	2017. 4～7, 2018. 1～3	723～726, 732～734	土地家屋調査士賠償責任保険募集中
	2017. 9～12	728～731	GPS測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内

■幹旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2017. 5・8	724, 727	土地家屋調査士2018年オリジナルカレンダー

■その他

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2017. 7	726	第81回 法務局・地方法務局職員登記専攻科研修(表示登記関係課程) 法務省 法務局・地方法務局 後期(冬季)(中央測量技術講習法務省法務局中央測量講習)
	2018. 3	734	写真コンクールに向けての誌上ワンポイント写真講座
法務省	2017.10	729	「平成29年度こども霞が関見学デー」における筆界特定制度を中心とした法務局の業務及び土地家屋調査士制度の広報イベント
	2017.12	731	「法の日フェスタ in 赤れんが」における 筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベント

■レギュラーコーナー

事務所運営に必要な知識
—時代にあった資格者であるために—

掲載号	号数	区分、見出し
2017. 4	723	第57回 筆界未定地の解消に地方税法第381条第7項を活用し、集団和解で問題解決
2017. 5	724	第58回 法定相続情報証明制度が始まります
2017. 6	725	第59回 第1部 今さら聞けないオンライン申請の話
2017. 7	726	第60回 第2部 オンライン申請ステップアップ
2017. 8	727	第61回 第3部 完全オンライン申請を目指して
2017. 9	728	第62回 「土地家屋調査士事務所形態・報酬実態調査」結果を読み解く
2017.10	729	第63回 個人情報保護法への対応

自然災害と向き合う
—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

掲載号	号数	区分、見出し
2017. 4	723	熊本地震における熊本会の取組
2017. 5	724	宮城の現状
2017. 6	725	東日本大震災から6年、岩手の復興の現状と土地家屋調査士

土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業

掲載号	号数	区分、見出し
2017. 4	723	第5回 「長崎会出前授業」について

愛しき我が会、我が地元

掲載号	号数	区分、見出し
2017. 4	723	Vol.38 (石川会、香川会)
2017. 5	724	Vol.39 (富山会、徳島会)
2017. 6	725	Vol.40 (広島会、高知会)
2017. 7	726	Vol.41 (山口会、愛媛会)
2017. 8	727	Vol.42 (東京会、岡山会)
2017. 9	728	Vol.43 (神奈川会、鳥取会)
2017.10	729	Vol.44 (島根会、埼玉会)
2017.11	730	Vol.45 (福岡会、千葉会)
2017.12	731	Vol.46 (大分会、茨城会)
2018. 1	732	Vol.47 (長崎会、栃木会)
2018. 2	733	Vol.48 (佐賀会、群馬会)
2018. 3	734	Vol.49 (熊本会、静岡会)

ネットワーク 50

掲載号	号数	区分、見出し
2017. 4	723	埼玉会
2017. 7	726	長野会／宮城会／熊本会
2017. 9	728	東京会／山口会
2017.12	731	東京会
2018. 1	732	長野会
2018. 2	733	鹿児島会
2018. 3	734	高知会

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2017. 5	724	公嘱協会情報 vol.125
2017. 8	727	公嘱協会情報 vol.126
2017. 9	728	公嘱協会情報 vol.127
2017.11	730	公嘱協会情報 vol.128
2018. 1	732	公嘱協会情報 vol.129
2018. 3	734	公嘱協会情報 vol.130

「地名散歩」

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

掲載号	号数	区分、見出し
2017. 4	723	第61回 海の地名
2017. 5	724	第62回 火の地名・焼ける地名
2017. 6	725	第63回 月と太陽の地名
2017. 7	726	第64回 鉄とタタラにちなむ地名
2017. 8	727	第65回 区とは何かー明治の区・行政区でない区
2017. 9	728	第66回 「岬」を意味する岬の地名
2017.10	729	第67回 踏切と地名の関係
2017.11	730	第68回 外国地名を標記する難しさ
2017.12	731	第69回 色のついた地名

掲載号	号数	区分、見出し
2018. 1	732	第70回 ただの一丁目という地名
2018. 2	733	第71回 軍に由来する地名
2018. 3	734	第72回 山・岳だけではない山の名前

土地家屋調査士の本棚

掲載号	号数	区分、見出し
2017.10	729	平成29年改正 住宅セーフティネット法の解説Q&A 改正民法・品確法対応 Q&A住宅紛争解決 ハンドブック

会長レポート

全号にわたり掲載(2017.8 No.727～ 連合会長岡田潤一郎の水道橋通信へ名称変更)

会務日誌

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇

選者 深谷 健吾

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

国民年金基金から

全号にわたり掲載

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2017. 6	725	2016年度「土地家屋調査士」掲載索引

宮城会

「各支部だより」

仙台支部 松岡 勇二



『宮調通信』第80号

日頃は仙台支部の会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、私は事務所も住まいも若林区にあります。常々、どこに行くにも若林って便利が良いなあと感じておりました。

そこで、ちょっと若林区について調べてみました。

ご存じのように、若林区は、仙台市の東南部に位置し、北は宮城野区、東は太平洋に面し、西は青葉区、南は広瀬川及び名取川に沿って太白区と接するとともに、名取川流域では名取市とも接しています。どうりで便利ははずです。

太古の昔から人が生活していた若林。紀元前後の弥生時代に南小泉遺跡に集落が形成され、4世紀末の古墳時代に市内最大の前方後円墳、遠見塚古墳が築造され、周辺に大規模な集落が形成されたそうです。

仙台北城下をつくってからおよそ30年ほど経った寛永4～5年、伊達政宗は城下東南の「古城」と呼ばれるあたりに若林城を築きました。現在の宮城刑務所のところへです。

敷地は東西約400メートル、南

北約350メートル、土塁の高さ約6メートル。

城の完成にあわせ、城下町として奥州街道沿いに荒町から河原町までの町割がなされ、河原町からまっすぐ東に向かい城に至る道が通ったとのこと。現在では、河原町から古城神社の前を通り、さらに東北本線を横切って東へ向かうと正面に宮城刑務所が見えてきます。この道が若林城の西の入り口に向かう、かつての大手筋だそうです。

その河原町は、江戸時代、城下の南の入り口でもあり、そこから、南材木町、穀町、南鍛冶町、荒町へと続く道は、城下の中心「芭蕉の辻」を抜けて北へ向かう奥州街道でした。

「河原町」と呼ばれたのは、広瀬川岸に広がっている町だからだそうです。町方二十四カ町のひとつで、仙台開府以来、多くの人々があたりの道端や畑に野菜を並べて売っていたそうです。その後、青物市場が開設されて活気づき、市場は農産物の流通拠点となり、昭和まで続いたそうです。

奥州街道として河原町に続く、

「南材木町」は、その名のとおり、木材の専売権を許された町で、町方二十四カ町のひとつです。町の中央を七郷堀が横切っています。

そして、「穀町」は江戸時代、立町、二日町、新伝馬町とともに米穀売買の特権が与えられ、「四穀町」と呼ばれ、多くの米問屋が並んでいたそうです。間口が狭く奥に深い地割りは江戸時代以来のものでした。

「南鍛冶町」も穀町同様、町屋敷ならではの細長い敷地が連なる町で、伊達家米沢以来の鍛冶職人の町です。

最後に「荒町」は、伊達家と共に、米沢から岩出山を経て仙台に移ってきた御譜代町のひとつです。江戸時代には麴の専売権が与えられていました。ここでも間口が狭く奥に深い江戸時代の地割りが色濃く残っています。

他にも調べると色々と興味深いことが多く、歴史を知ることは土地家屋調査士にとって重要なことだと実感しました。

機会があればまた色々調べてみたいと思います。

お知らせ

土地家屋調査士2019年オリジナルカレンダー

古地図に見る夢の記録

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で19回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料＝梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。・消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 486円	1本 648円	1本 648円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申 込 締 切	2018年8月31日(金)		
納 品 予 定	2018年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お 申 込 締 切

2018年
8月31日(金)

お 申 込 みに あ た っ て

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
A) 「境界紛争ゼロ宣言!!」シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2018年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,296円	1,512円	2,700円

ご注文は

FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/大森良太・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。

FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 486円 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 648円 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 648円 本
---------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

■ネーム

2018年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。
その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は
下欄にご記入ください。

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上のとおり申込みます。

2018年 月 日

お名前(または事務所名)

印

ご連絡先

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

〒

受付欄

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。
また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

平成30年4月2日付

東京	8036	佐々山	泰和
東京	8037	圓藤	拓郎
東京	8038	小林	良和
神奈川	3089	松橋	卓也
神奈川	3090	柏木	恭裕
千葉	2197	山口	篤史
茨城	1458	小松崎	良晃
群馬	1069	石川	太一
静岡	1812	田邊	博英
長野	2601	黒川	義敬
京都	905	朝比奈	諒
愛知	2973	河合	宏憲
愛知	2974	大江	幸太
岐阜	1295	小川	真人
石川	674	金森	智修
山口	976	山田	大貴
山口	977	米谷	瑞樹
福岡	2322	松尾	洋助
長崎	801	本多	史典
熊本	1212	東	康博
鹿児島	1092	上村	和也
鹿児島	1093	田口	利博
宮崎	806	富山	康介
山形	1240	高橋	俊広
札幌	1205	澤田	芳雄

平成30年4月10日付

東京	8040	通次	妙美
群馬	1070	平山	貴祥
静岡	1813	西村	哲
兵庫	2504	高井	優一
岡山	1397	江田健太郎	
島根	508	尾崎	浩幸
宮崎	807	寺田	真
沖縄	507	諸見里	真利
岩手	1162	袴着	太陽
青森	776	對馬	美喜子
愛媛	863	野本	正弘

平成30年4月20日付

千葉	2198	畠山	正斗
茨城	1459	塚本	圭悟
山梨	408	名取	拓哉
新潟	2221	川崎	浩

兵庫	2505	多田	修造
福岡	2323	山口	純
宮城	1040	佐藤	章弘

登録取消し者

平成30年1月31日付

埼玉	1347	疋野	一朗
----	------	----	----

平成30年2月1日付

福島	1230	安藤	七郎
----	------	----	----

平成30年2月16日付

栃木	579	松野	浩氣
----	-----	----	----

平成30年2月18日付

茨城	1086	木村	洋
----	------	----	---

平成30年2月27日付

茨城	1196	福田美佐男	
----	------	-------	--

平成30年3月6日付

新潟	1732	片野	吉夫
香川	708	宿母	定

平成30年3月7日付

東京	6954	小川	綾夫
----	------	----	----

平成30年3月10日付

滋賀	48	林	敏子
----	----	---	----

平成30年3月12日付

群馬	503	友野	恒男
山形	1128	柴田	千晴

平成30年3月19日付

高知	500	筒井	康嘉
----	-----	----	----

平成30年3月26日付

宮崎	579	宮田	正志
----	-----	----	----

平成30年4月2日付

東京	6359	前田ひとみ	
埼玉	1637	酒井	武
茨城	587	矢口	拓
茨城	1145	沼田	安平
茨城	1233	児玉	正夫
新潟	2116	長津	晃
愛知	1151	宮田	泰男
岐阜	722	水野	健而

岐阜	1061	田中	孝三
岐阜	1121	早川	正城
札幌	450	柳川	巖

平成30年4月10日付

東京	4947	渡邊	貞雄
東京	7991	伊藤	達也
神奈川	1491	千賀	義二
神奈川	2559	久野	智照
埼玉	2315	風間	昭彦
埼玉	2349	齋藤	裕
千葉	198	高梨	晃
千葉	1871	加倉田	忠
千葉	2033	高橋	史憲
茨城	1082	飯山	菊夫
茨城	1195	小芝	宏
群馬	236	黒岩	幸保
群馬	508	青木祐太郎	
群馬	644	篠原	勝夫
群馬	680	齊藤	俊一
群馬	681	加藤	政雄
静岡	957	鈴木	成昌
静岡	1005	松島	和男
静岡	1630	松野	五郎
静岡	1786	井ノ口	光彦
長野	1974	水嶋	信一
長野	2261	湯澤	秀雄
新潟	1755	田中	敏男
大阪	2173	相賀	鋭雄
京都	566	織田	道夫
京都	594	荒木	研治
兵庫	1405	橋本	隆之
兵庫	1656	中本	忠昭
兵庫	1686	森元	一夫
滋賀	155	村尾	隆
三重	889	松林	秀典
岐阜	659	野々尻	孝子
岐阜	1024	安田	敏幸
石川	442	香林次郎	八
大分	369	高橋	薫
鹿児島	667	竹下	静雄
宮崎	700	姫野	益郎
沖縄	335	上地	邦弘
山形	663	青木	繁
秋田	819	千田	秋雄
札幌	590	三浦	哲夫
札幌	676	尾崎	博

札幌 824 住出 勇治
札幌 1121 富岡 哲夫
香川 462 山本 隆博
香川 677 榊 正人
徳島 352 坂東 弘章
徳島 420 金山 亀一
高知 618 佐竹 秀隆
愛媛 440 佐藤 裕三
愛媛 496 末光 八郎
愛媛 576 吉良 民夫
愛媛 800 渡部 哲三

平成30年4月20日付

東京 5098 飯田 弘

群馬 431 新保嘉藤治
静岡 441 松井 棟雄
静岡 837 鈴木 俊英
愛知 1523 松岡 浩
愛知 1889 杉浦 憲治
愛知 1970 伊藤 満枝
愛知 2034 酒田 時郎
愛知 2160 日高 一司
愛知 2307 田中 和子
愛知 2337 戸川 英雄
山口 279 瀧野 基雄
山口 598 竹内 重信
山口 762 百田 芳文
福島 1162 宗像 功

愛媛 579 住田 邦永

ADR認定土地家屋調査士 登録者

平成30年4月2日付

神奈川 2802 菊池 敦
神奈川 3089 松橋 卓也
京都 905 朝比奈 諒
鹿児島 1093 田口 利博

平成30年4月20日付

奈良 430 中泉 成実

編集後記

「PKを外すことができるのは、PKを蹴る勇気を持つものだけだ。」

～ロベルト・バジジョ～

本年1月号で「今年はスポーツ祭典の年」と記しましたが、今月は世界中が興奮の渦に包まれるのではないのでしょうか。FIFAワールドカップロシア大会が開幕しました。この1か月間は、寝不足気味の方が少なからずいらっしゃることでしょう。体調管理には留意して、サッカー観戦同様、業務も集中してやり遂げたいものです。

本号から、日調連研究所の中間報告を6か月にわたりお届けいたします。平成3年に設立された研究所ですが、近年は研究テーマも幅広く、研究員も大学教授や有識者を選任し、単に内部研究にとどまらず産学官連携した研究と交流を行っています。掲載内容は、研究所の取組紹介のみならず、土地家屋調査士倫理綱領に記載されている「研鑽」にもお役立ていただけたと考えております。

「イタリアの至宝」と称され、華麗なプレーから「ファン

タジスタ」の代名詞的存在であったロベルト・バジジョ。サッカーファンにとって、特に記憶に残るプレーは1994年のワールドカップアメリカ大会の決勝戦でしょう。ブラジルとの戦いは、延長戦でも決着がつかずPK戦へ。最終キッカーとしてバジジョが蹴ったボールは大きく枠の外へはずれ、イタリアの敗北が決まりました。

タイトルの言葉は、プレッシャーに耐え勇気を持って前に進むことの大切さを物語っているように感じます。土地家屋調査士を取り巻く環境はご承知のとおりですが、日調連をはじめ各土地家屋調査士会でも組織として対応すべき新たな取組に向けて歩みを進めています。今回ご紹介しました山口県土地家屋調査士会の財産管理人支援センターもその一つであると思います。山口会の取組が、県民が抱えておられる問題の解決へとつながり、また土地家屋調査士の新たな活躍のステージになることを祈念し、今月の編集後記といたします。

広報部次長 山口賢一(長崎会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社